

平成 25 年（2013 年） 度
金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

刑 法

A 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 2 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

平成 25 年度（2013 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	刑	法
------	---	---

問題

被告人 X は、金品窃取の目的で、平成 18 年 11 月 18 日午前 11 時ころ、神戸市内の A 女（当時 70 歳）方に侵入し、A 女所有の現金約 5 万円、A 女名義の銀行のキャッシュカード 1 枚を窃取した（第 1 事実）。

その後、X は、同日午後 1 時ころ、神戸市内の銀行において、第 1 事実で窃取したキャッシュカードを使用し、第 1 事実の際に調べておいた A 女の生年月日から暗証番号を推測して入力するなどして、同銀行の ATM 機から現金を引き出して窃取しようとしたが、入力した暗証番号が間違っていたことから未遂に終わった（第 2 事実）。

そこで X は、A 女から暗証番号を強いて聞き出し、A 女名義の預貯金口座から預貯金の払戻しを受ける地位を取得しようとして、同月 23 日午前 9 時ころ、宅配便の配達を装って A 女方に侵入した。その際 X は、A 女に対し、事前に準備して持っていた鉄パイプ（長さ約 100 センチ、重量約 1300 グラム）で殴り掛る構えを取りながら、「キャッシュカードの暗証番号を言え」などと語気鋭く申し向けた。だが、A 女がこれに応じなかったため、同女が死亡するかもしれないがそれもやむを得ないとの意図で、X は「暗証番号を言え」などと申し向けながら鉄パイプで A 女の頭を殴りつけ、転倒した同女の顔や頭等を何度も殴りつけた。さらに X は、A 女がキャッシュカードの暗証番号を言いそうにないと考えるや、殺意をもって鉄パイプの先端で、同女の顔等を 3、4 回突き刺すなどの暴行を加え、その反抗を抑圧したものの、A 女がキャッシュカードの暗証番号を言わなかったため、同女名義の預貯金口座の払戻しを受け得る地位を取得するに至らず、一連の暴行により、A 女を脳挫傷等により殺害した（第 3 事実）。

この第 3 事実に対して、神戸地裁（平成 19 年 8 月 28 日）は、X に住居侵入罪（刑法 130 条前段）と 2 項強盗殺人罪（刑法 240 条後段、236 条 2 項）の成立を認めた。

住居侵入罪の成立する点を除き、2 項強盗殺人罪の成立することについて神戸地裁によって採られていると考えられる論理を説明した上で、弁護人の立場から、これに対する反論を述べなさい。